



厚生労働省 三重労働局発表
平成 26 年 9 月 10 日(水)

担 当	厚生労働省三重労働局職業安定部	
	職業安定課長	川西 利弘
	職業安定課長補佐	小西 克明
	電 話	059-226-2305

伊賀公共職業安定所における文書の誤送付について

三重労働局（局長 川口達三）は、伊賀公共職業安定所（所長 東出昇治）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概 要

伊賀公共職業安定所（以下「伊賀所」という。）において、A社労士から提出された被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得届に確認書類として添付されたBさんの外国人在留カードの写し（以下「在留カード写し」という。）を、誤ってC社労士事務所に送付するという事案が発生した。

在留カード写しには、氏名、生年月日、性別、国籍、居住地、在留資格、就労制限の有無、在留期間、許可の種類、許可年月日、交付年月日、交付番号、有効年月日、顔写真といった個人情報が記載されている。

2 事実経過

(1) 平成 26 年 8 月 27 日、伊賀所に対しA社労士からD社に雇用されたBさんの雇用保険資格取得届及び在留カード写しが郵送により提出された。また、これとは別にC社労士からE社の高齢雇用継続給付支給申請書が郵送により提出された。伊賀所担当職員Fは先にD社の処理を行い、後にE社の処理を行ってそれぞれの確認通知書の封入作業を行った後、職員Gが郵送物の内容について再確認を行った上で封緘し発送した。

(2) 同月 29 日、C社労士事務所から、郵送物にBさんの在留カード写しが同封されていたとの通報があり、この時点で誤送付が発覚した。

誤送付について、伊賀所管理課長が謝罪を行い、了承を得たうえで、C社労士事務所は大阪府にあり遠方であることから、先方の申し出により、書留郵便により在留カード写しを回収した。

(3) 9月2日、所長・管理課長がA社労士事務所を訪問して、経緯の説明と謝罪を行い、了承を得た。同日、Bさん及びD社を訪問し、経緯の説明と謝罪を行い、了解を得た。

3 再発防止策

- (1) 伊賀所においては、平成 26 年 9 月 1 日、緊急幹部会議を開催して経過を説明するとともに、基本動作の徹底と個人情報について嚴重に取り扱うよう注意喚起を行い、廃棄すべき書類は処理後速やかに廃棄すること、郵送に関するダブルチェックの際、丁寧に 1 枚 1 枚確認することを徹底するよう職員全員に指示した。併せて、全職員を対象とした個人情報保護に関する職員研修を同月 3 日までに実施した。
- (2) 三重労働局においては、平成 26 年 9 月 3 日に職業安定課長から管下の公共職業安定所長に対し、本事案を周知の上個人情報の適正な管理・取り扱いの徹底をメールにより指示するとともに、9 月中に職業安定部幹部が全所を訪問し、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底状況について確認することとした。